

## 福島県飯舘村のふるさと住民票と避難者支援の課題

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

飯舘村が「ふるさと住民票」を開始する。制度内容や対象者をみると、「飯舘村を応援する人」のための制度のように思われる。私（伊藤）は、飯舘村など、被災地を離れて村外町外、県外に移住する人々のための制度が必要だと考えている。現在のところ、避難を継続しておる人も住民票はもとの市町村にある人が大半だが、今後もそうした状態を継続できるのか懸念があるからである。

### 1. 飯舘村の制度について（飯舘村ホームページ）

飯舘村では、申し込み時点で飯舘村に住民票がない方のうち、全国で飯舘村を応援してくれている方または応援したい方を対象に、ふるさと住民としてご登録した方に、ふるさと住民票（カード）を発行する。

この制度は、飯舘村外からのご意見、アイデアを集めると共に、飯舘村を応援してくれている方との「つながり」を深く、長くするために開始するものである。

ホームページには以下の内容が記載されている。制度内容等の詳細はげんざいのところ未定のものが多い。

- ・制度内容
- ・ふるさと住民票（カード）デザイン
- ・対象者
- ・登録申し込み

### 2. ふるさと住民票とは

ふるさと住民票は、構想日本が提唱しているもので、その目的や対象者等として以下を提唱している。

#### (1) 目的

- ① 自治体に対し自分の「ふるさと」だという気持ちを持って貢献したいと考える人と具体的なつながりを築き、その知恵や力をまちづくりに生かす。
- ② ふるさと納税を行った人に向けて、単なるもののやりとりにとどまらず、まちづくりへの参加の機会を保障したり、必要とされるサービスを提供したりして、本来のふるさと納税の意義を高める。
- ③ 近年増加傾向にある複数地域居住者（都市と田舎を行き来して亜生活している人など）や別荘を持つ人が、地域に溶け込みやすくする環境作りを行う。

(2) 共通名称

ふるさと住民業（ただし、自治体ごとに独自の名称を付けて構わないことにする）

(3) 対象者

- 自治体の出身者
- ふるさと納税を行った人
- 自然災害などで他市区町村へ避難移住している人
- 複数の地域で居住している人や別荘を持つ人
- 住民登録をしていない一時的な居住者（学生含む）

(4) 提供するサービスや取組み例

- ふるさと住民票の発行
- 住民と登録者を対象にした専用 HP アカウント、専用 SNS ページ
- 自治体広報などの発送（e-mail、郵送）
- パブリックコメントへの参加（e-mail、郵送、F a x、SNS）
- 条例に基づく住民投票への参加（参考投票）
- 公共施設（公民館、スポーツセンター、駐車場など）の住民料金での利用
- 相続や親等の介護関係書類の郵送の受付、ふるさと住民票による本人確認
- 祭りや伝統行事への紹介・参加案内

### 3. ふるさと住民票参加自治体

○ ふるさと住民票実施自治体

▷ 鳥取県日野町

「ふるさと住民票」制度が提供するサービス

- ・「ふるさと住民カード」の発行
- ・「広報ひの」、各種チラシなどの「ふるさと定期便」を毎月お届け
- ・町の計画や政策へのパブリックコメントへの参加
- ・町の公共施設の住民料金での利用
- ・町内の伝統行事、イベントなどの紹介・案内 など

登録の対象となる人

- ・日野町出身者
- ・日野町に通勤、通学している（していた）人
- ・ひの郷会、東京金持会、鳥取県人会等に所属している人
- ・ふるさと納税制度で日野町に寄付いただいた人 など

▷ 徳島県佐那河内村

「ふるさと住民票」制度で提供するサービス

- ・専用 SNS ページや専用 HP 情報の提供

- ・『地域おこし支援員』としての活動の場の提供（佐那河内村集落支援員等設置要綱に基づく）
- ・村内の伝統行事やイベントの紹介・案内（村の当初予算や施政方針などをまとめた資料や夏祭り、秋祭り情報、村内では全戸に配布している人権カレンダーなど、計3回送付予定）
- ・登録記念品（クリアファイル）の進呈
- ・村の計画や施策等への参画の場の提供 など

#### 登録の対象となる人

- ・佐那河内村出身者
- ・村にふるさと納税を行った人
- ・村外在住で村に固定資産を所有している人
- ・住民登録はしていないが一時的な居住者
- ・その他（村に愛着を持ち、積極的に関わる意志のある人） など

#### ▷ 香川県三木町

##### 6つのメリット

- ・会報紙「KIT\*MIKI」が年2回届く
- ・「三木のええもん」もらえるキャンペーン
- ・三木のおもてなしツアーご招待
- ・お食事交流会 With 町長&副町長
- ・メタ・ライブラリーの利用
- ・パブリックコメントへの参加

##### 対象

- ・三木町に通勤している町外の方
- ・三木町出身で、離れた町で暮らしている方
- ・三木町へふるさと納税された町外の方

#### ▷ 香川県三豊市

##### 登録できる人

- ・三豊市外に在住かつ三豊への想いがある人
- ※三豊市出身者に限りません。

#### ▷ 徳島県勝浦町

##### 「ふるさと住民」に登録していただいた方に対して

- ・ふるさと住民カードの発行
- ・ふるさと住民カードの裏面のQRコードによる勝浦町ポータルサイト「カツ・ユー・ライフ」の閲覧
- ・登録記念品（クリアファイル）の贈呈
- ・町内の伝統行事やイベントの紹介・案内 など

## 対象者

- ・制度の主旨を理解し、原則、本町以外に在住する者とし、年齢、性別及び国籍は、問いません。

### ○ ふるさと住民票参加自治体

北海道ニセコ町、北海道本別町、北海道浦河町、群馬県太田市、群馬県下仁田町、埼玉県和光市が参加自治体となっているが、現段階では実施していない（本制度の呼びかけ人となっている）。

## 4. 福島県原発事故避難者にふさわしい制度設計

私は昨年の「まちぼっとリサーチ」欄（2017年4月16日付、認定NPOまちぼっとホームページ）に、ふるさと住民票を原発自治体で活用する可能性について論じた。現段階でも、その趣旨は変わらない。以下、採録する。

### ■ 原発被災自治体で活用する可能性（2017年4月17日、まちぼっとリサーチ）

ふるさと住民票を原発被災自治体が活用する可能性を考えたとき、被災者へのさまざまなサービス提供を通じて「つながり」が確かになるという肯定的な側面がある反面、いくつかの難点を考える必要がある。

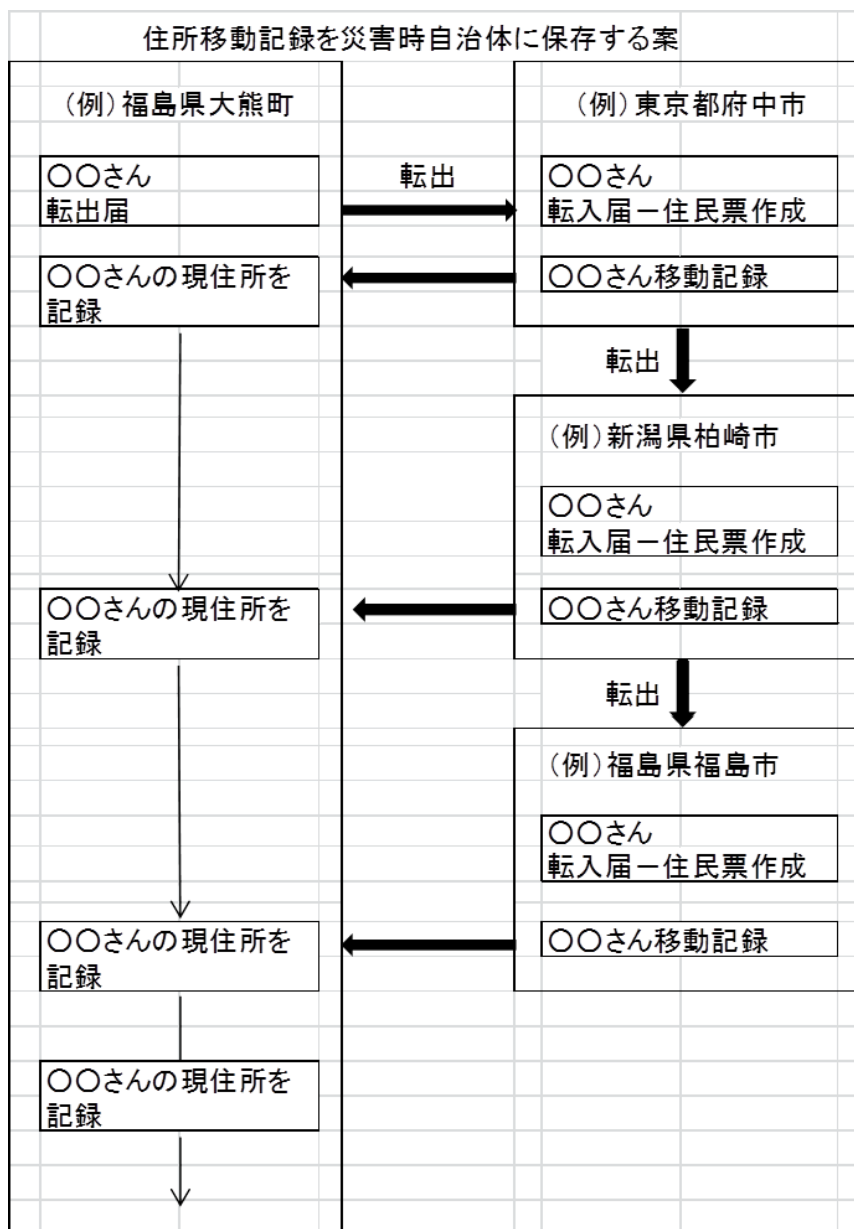
- ① 制度の詳細は個々の自治体が自由に設計する制度であるため、統一的な取り扱いが不可能であること。
- ② 制度上、被災者が被災自治体から他の自治体に転出した場合、ふるさと住民票を申請、取得するか否かは、被災者自身に委ねられること。
- ③ 転出した被災者がふるさち住民票を取得しない場合は、その人の移動記録は被災自治体に残らないこと。また、被災者が転出を繰り返した場合にも同様であること。
- ④ 前項との関係で、特に戸籍を移動した場合には被災者の現住所をまったく把握できなくなること。

したがって、「二重住民登録」制度を引き続き追求することを前提に、よりベターな制度を確立することを考えなければならないと思う。そこで私が考える制度は次のようなものである。

- ◆ 被災者が他の自治体に転出し、転出先の自治体に転入届を提出したときには、新たに作成する住民基本台帳に「被災自治体からの転入者であること」を明記する欄（特記事項欄）に記録する。
- ◆ さらに、転出先自治体は必ず転出前の自治体に「移動記録」を送付する。
- ◆ 「移動記録」を受け取った自治体は、住民基本台帳に転出先を記録し、保存する。
- ◆ 元の被災者がさらに転出を繰り返した場合にも、同様な手続きを繰り返す。

以上のような手続を簡単に図示すると次ようになる。被災元の自治体が元の住民に対して行うサービスは「ふるさと住民票の提案」にある「提供するサービスや取組み例」が参考になる。付け加えるとすれば、自治体が運営する墓地の利用である。

このような新たな制度は、住民登録制度の改正をとまなうから、住民記録台帳法の改正が必要になる。今後、被災自治体もふくめた十分な議論が必要であるが、しかし急ぐ必要があるので、早急な議論開始を望みたい。



<資料>

- ふるさと住民票の提案 (2015年8月) (PDF)